

令和 8 年度地籍調査事業計画

国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 6 条の 3 第 2 項の規定により、次のとおり地籍調査に関する事業計画を定めた。

1 調査を行う者の名称及び調査地域

調査を行う者	調査地域
宮崎市	宮崎市 内海、青島、清武町加納
都城市	都城市 夏尾町
延岡市	延岡市 川島町、緑ヶ丘、南一ヶ岡、平原町、北方町椎畑、北川町川内名
日南市	日南市 楠原、酒谷、毛吉田
小林市	小林市 北西方、細野
日向市	日向市 東郷町下三ヶ、幸脇
串間市	串間市 崎田、大平、大納
西都市	西都市 鹿野田、都於郡町、岩爪、八重
えびの市	えびの市 東長江浦
国富町	東諸県郡国富町 深年
綾町	東諸県郡綾町 南俣
高鍋町	児湯郡高鍋町 南高鍋
椎葉村	東白杵郡椎葉村 大河内
高千穂町	西白杵郡高千穂町 向山
五ヶ瀬町	西白杵郡五ヶ瀬町 鞍岡
南那珂森林組合	串間市 都井・市木

2 調査期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで